（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第五十二条の十六　法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

［一～三　略］

四　暗号等資産関連有価証券の信託にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ　暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ　暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ　当該信託に関する暗号等資産の概要及び特性（当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあっては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあっては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ　その他暗号等資産の性質に関し参考となると認められる事項

［2～8　略］

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第五十二条の二十　法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　略］

四　デリバティブ取引が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額

［五～七　略］

［号を削る。］

七の二　［略］

［八～十一　略］

［2～5　略］

（信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項）

第五十二条の二十二　［略］

2　［略］

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第五十二条の十六　［同上］

［一～三　同上］

四　暗号資産等の信託にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ　暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ　暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ　取り扱う暗号資産（暗号資産関連金融指標及び暗号資産関連有価証券に関するものを含む。）の概要及び特性（当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあっては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあっては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ　その他暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項

［2～8　同上］

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第五十二条の二十　［同上］

［一～三　同上］

四　デリバティブ取引が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額若しくは取引金額

［五～七　同上］

七の二　暗号資産につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項

イ　信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量

ロ　当期末現在における数量

ハ　当該暗号資産の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における暗号資産の時価総額

七の三　［同上］

［八～十一　同上］

［2～5　同上］

（信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項）

第五十二条の二十二　［同上］

2　［同上］